

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25 年法律第101 号）第26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6 月 7 日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
矢原・獅子の一部（脇の浜）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年 6 月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - 経営体数
 - 法人 0 経営体
 - 個人 1 8 経営体
 - 集落営農（任意組織） 2 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
基盤強化法による利用権設定を基本に、農地中間管理機構も活用をしながら農地流動化を図る。
6. 地域農業の将来のあり方
 - 生産品目の明確化…産地づくり（作物、販路など）の検討を進める。
 - 新規就農の促進…京都府の援農隊制度を活用し、就農へのきっかけづくりを継続する。
 - 集落営農の活性化…多世代が参加する生産基盤を備えた集落営農を推進する。
 - 6次産業化…地域で生産される農林水産物を使った加工品の勉強会を開催する。
 - 企業の農業参入…企業の地域内への参入の可能性・受け入れ方などについて地域内での話し合いを行う。
 - 他集落との連携…見聞を広めるため他集落との交流を行い、集落間連携の可能性を探る。
 - その他
 - ・農業生産基盤の維持…地域内及び地域外の人たちの連携、協働活動により、農地、農道、水路等の農業生産基盤の維持や有害鳥獣対策の推進などに取り組む。
 - ・地域内住民のコミュニティの推進…地域住民の集う場（作業場・公民館内等）を設け地域コミュニティを推進する。
 - ・地域外住民・都市住民交流の推進…保全管理農地を活用した市民農園的な活用を検討、実施する。